

議案第2号

公益社団法人静岡県薬剤師会会費規程の一部改正の件

公益社団法人静岡県薬剤師会会費規程の一部改正について

第2条第5項を次のとおり改める。

改正前	改正後
(会費等の種類及び額) 第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。 4 名誉会員は、会費等の支払いは要しないものとする。 5 事業年度の途中で入会した正会員のその事業年度の会費等は、 <u>理事会の決議によってこれを減免することができる。</u>	(会費等の種類及び額) 第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。 4 名誉会員は、会費等の支払いは要しないものとする。 5 事業年度の途中で入会した正会員のその事業年度の会費等は、 <u>入会した月を含め月割の額とする。</u>

第4条第1項を次のとおり改める。

改正前	改正後
(退会及び資格喪失に伴う正会員の会費等の義務等) 第4条 正会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。 2 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。	(退会及び資格喪失に伴う正会員の会費等の義務等) 第4条 正会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。 2 前項の会費等は、会員であった期間に相当する月割の額とし、退会又は会員資格を喪失した月はこれに含まれない。 3 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

公益社団法人静岡県薬剤師会会費規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第8条第4項の規定に基づき、会員が支払う会費及び負担金等（以下「会費等」という。）の額及び支払方法について必要な事項を定める。

（会費等の種類及び額）

第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。

- 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。
- 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。
- 4 名誉会員は、会費等の支払いは要しないものとする。
- 5 事業年度の途中で入会した正会員のその事業年度の会費等は、入会した月を含め月割の額とする。

（会費等の納入）

第3条 本会に入会した会員は、会員規程第2条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費等を、所定の方法により納入しなければならない。

- 2 前項の会員を除く会員は、毎事業年度の会費等を、8月31日まで所定の方法により納入しなければならない。
- 3 本会は、会員から納入された会費等については、直ちに台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

（退会及び資格喪失に伴う正会員の会費等の義務等）

第4条 正会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。

- 2 前項の会費等は、会員であった期間に相当する月割の額とし、退会又は会員資格を喪失した月はこれに含まれない。
- 3 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

（督促）

第5条 会長は、会費等が納付期日を超えて納付がない場合は、当該会員に対して督促通知を発出することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしたときは、納付期日の翌日から払込みの前日までの日数に応じ年14.6%の割合を乗じて算定した延滞金を徴収することができる。ただし、会費等の滞納につき特別な事情があるときは、この限りでない。
- 3 督促通知にもかかわらず、会費等の納入を1年以上滞納した場合には、定款第10条第1項の規定により、当該会員を除名することができる。

（会費等の使途）

第6条 第2条に規定する会費等の使途は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。ただし、賛助会員の会費については、その全てを公益目的事業に使用する。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

会費の種類

会員の種類	会費の種類	対 象
正会員	通常会費 A	薬事法に定める薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）
	通常会費 B	上記以外の正会員
準会員	通常会費	個人
賛助会員	賛助会費 A	個人
	賛助会費 B	団体